

処分基準

令和8年4月1日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第23条第5項において準用する第22条第7項
処 分 の 概 要：合格証明書の返納命令
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 警備業法第3条第1号～第7号（警備業の要件）、第23条第4項（合格証明書の交付）
処 分 基 準： 警備業法第23条第5項において準用する同法第22条第7項各号に掲げるいずれかに該当し、警備員として不相当であると認められる場合は、合格証明書の返納命令を行うものとする。 ここで、同項第3号に基づいて合格証明書の返納を命ずる場合とは、警察官の制服に殊更に似せた服装による警備業務の実施、携帯を禁止されている護身用具であって著しく危険なものを携帯しての警備業務の実施等、その警備員の態様、動機等によって悪質な法令違反を犯した場合をいう。
問 い 合 わ せ 先： 北海道警察本部生活安全課保安課警備業係 （電話011-251-0110） 各方面本部の生活安全課生活経済・保安・サイバー係 （函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （北見方面の場合（電話0157-24-0110））
備 考：